

青森県事業活動応援資金【事業活動枠】 (中泊町が信用保証料を補助します)

青森県では、事業活動に必要な資金（運転資金、設備資金）の調達を図る中小企業者を対象に、青森県事業活動応援資金特別保証融資制度を実施しています。

中泊町は、この制度の利用者で一定の要件を満たしている方に対し、信用保証料の補助を行います。

補助対象者

青森県事業活動応援資金特別保証融資制度要綱の2の(1)により、融資を受けた方のうち、次のいずれにも該当する者

- ・融資額が1業者につき2,000万円以内、かつ融資期間10年（うち措置期間1年）以内の者
- ・個人にあっては町内に住所を有する方、法人にあっては町内に法人登記をした事業者
- ・町税等の滞納がない者

補助内容

信用保証料の2分の1を補助します。（小数点以下切り捨て）

ただし、一業者及び同族企業者の同一年度内の補助上限を15万円とします。

（補助金は「中泊町事業活動応援資金保証料補助金交付要綱」に基づき、中小企業者へ直接交付します。）

実施期間

令和5年4月3日から令和6年3月29日まで

（予算の都合により、保証料補助の終了が早まる場合があります。なお、この場合でも所定の保証料を負担し、青森県事業活動応援資金を利用することは可能です。）

お問い合わせ先

○信用保証料補給に関すること

中泊町役場水産商工観光課 電話 0173-57-2111（代）

○青森県事業活動応援資金に関すること

青森県商工政策課商工金融グループ 電話 017-734-9368（直）

<連携融資制度に関するQ&A>

Q1. 「中泊町小口資金」(または「中泊町活性化資金」)の借入金残高がありますが、この制度を利用できますか？

A1. 「中泊町小口資金」(または「中泊町活性化資金」)の借入金残高がある場合でも、連携融資制度の要件を満たす場合は新たに利用することができます。

Q2. 希望融資額が2,000万円を超える場合でも、信用保証料の補助を受けることができますか？

A2. 信用保証料の補助対象となる融資は「融資額2,000万円以内かつ融資期間10年以内(うち据置期間1年以内)」に限られます。

ただし、例えば、融資額3,000万円(融資期間10年以内)を希望する場合に、信用保証料の補助対象となる2,000万円の融資と補助対象外の1,000万円の融資の2口に分けることで、当該2,000万円の融資について信用保証料の一部補助を受けることは可能です。

Q3. 中泊町に本社又は主たる事業所(個人の場合は住所)がありますが、町外の事業所の事業資金に対する融資について信用保証料の補助を受けることができますか？

A3. 信用保証料の補助対象となる融資は、町内に住所を置く事業所の事業資金に限られます。本店の登記(個人の場合は住所)が中泊町にあっても、町外の事業所に係る事業資金は原則として対象になりません。

Q4. 連携融資制度を利用するための手続きを教えてください。

A4. 融資を受けるにあたっては、青森県特別保証融資制度の取扱金融機関(※)の融資担当窓口へお申込みください。

また、保証料の補助については、融資を受けた後、「中泊町特別保証制度融資保証料補助金交付要綱」の規定により、中泊町特別保証制度融資保証料補助金交付申請書に必要書類(保証料計算書、保証料請求書)を添えて、中泊町水産商工観光課へ交付申請を行ってください。

(※) 青森県特別保証融資制度の取扱金融機関(順不同)

青森銀行、みちのく銀行、岩手銀行、東北銀行、七十七銀行、秋田銀行、北日本銀行、みずほ銀行、青い森信用金庫、東奥信用金庫、青森県信用組合、あすか信用組合、商工組合中央金庫、東日本信用漁業協同組合